
大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る損害賠償請求についての対応方針（抜粋）

2 国と県との時効の対象範囲の相違により組合等へ補助金返還請求ができない国庫補助金返還相当額について（約 1 億 26 百万円）

（略）

このうち大北森林組合に関しては、補助金等にかかる予算の適正化に関する法律違反、及び詐欺罪により実刑が確定した元専務理事の責任は極めて重大であることから、事案の主導的役割を果たし、利欲的な動機でその関与が明らかな森林作業道（未施工、適用単価不適合）に係る国庫補助金返還相当額（約 46 百万円）については、元専務理事に請求します。また、その他の森林整備事業に係る国庫補助金返還相当額（約 61 百万円）については、大北森林組合に請求することを基本に対応します。

（略）

3 補助金適正化法第 19 条第 1 項に基づく国からの加算金相当額について（約 3 億 53 百万円）

国からの加算金相当額に関しては、法的課題検討委員会の報告書では、事業主体等については、「加算金相当額には、原状回復に伴う利息返還債務だけではなく、補助事業者に対する制裁的付加金を含むと解される」としつつも、「大北森林組合等が、補助金等交付規則及び森林造成事業補助金要綱等に反し、補助金交付を申請し、交付を受けなければ発生しなかったものであり、（中略）加算金についても大北森林組合及び元専務理事に対する法的請求は可能であると解される」とされています。

（略）

(1) 事業主体等に対する請求について

ア 大北森林組合及び同組合元専務理事

前述のとおり、法的課題検討委員会の報告書では、加算金相当額について、大北森林組合及び元専務理事に対する法的請求は可能であるとされています。ただし、これは法的課題検討委員会が「権利主体」として県が法的に最大限損害賠償請求の対象とすることが可能な範囲を検討しているものであるためであり、「大北森林組合等が過失相殺、あるいは、（中略）信義則上請求することは適切でないとの主張をする可能性があることに留意する必要がある」とされています。

（略）

次に、森林整備事業のうち、施業が実施できないグラウンド等について申請が行われたものなど、事後的にも全く施業が行われていないものについては、組合がその責を負うべきものと考えられます。ただし、これらは、県職員に対して「損害賠償請求を検討すべきと考えられる損害額」であると法的課題検討委員会において整理されたものと重複することから、両者の求償関係をできる限り残さないようにするため、組合に対してその 2 分の 1（約 6 百万円）を請求することを基本として、対応してまいります。